

# 第7回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和3年1月8日（金）9：00～  
場所 本庁舎3階 第一会議室

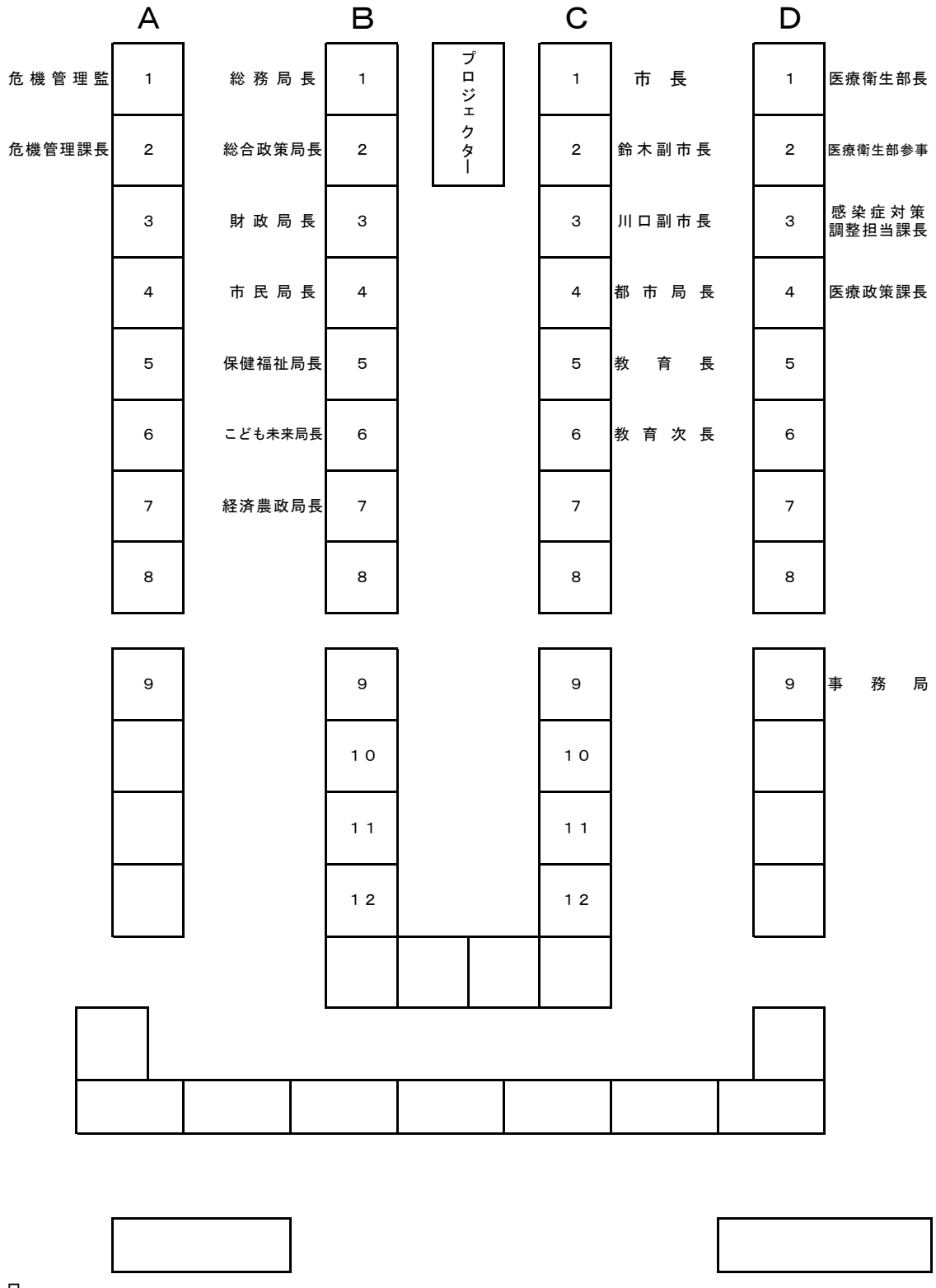
## 次 第

- 1 開会
  
- 2 本部長指示
  
- 3 議事
  - (1) 各部等からの報告
  
  - (2) 今後の対応
  
- 4 閉会

# 新型コロナウイルス感染症対策本部会議席次表（第7回）

令和3年1月8日  
第一会議室

		スクリーン	
--	--	-------	--



# 新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）



12月30日（水）～1月5日（火）

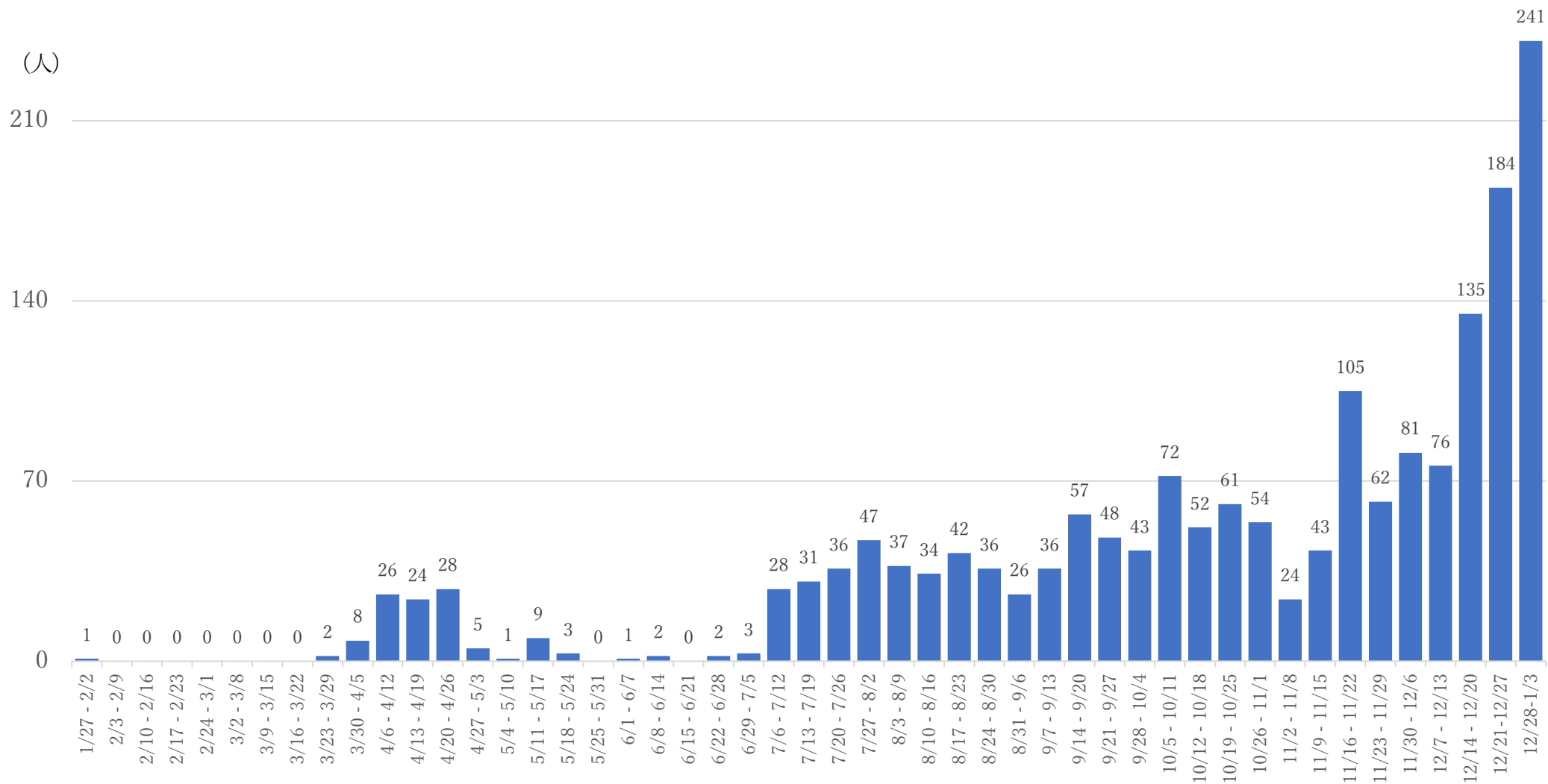
## 一週間の感染者の動向

<b>新規感染者（市内）</b> （先週比） <処遇> 入院（調整中含む） ホテル療養等	<b>243人</b> （+59）  137人 106人
<b>入院者の動き</b> 退院 ホテル療養移行	84人 3人
<b>検査件数</b> （12月28日～） 陽性率（1月3日）	<b>2,151人</b> <b>8.8%</b>

## 入院者（1月5日現在）

<b>市内入院者</b> （調整中含む） <内訳> 重症 中等症 軽症	<b>233人</b>   3人 2人 228人
<b>先週比、49人の増</b>	
<b>市外入院者</b> （先週比）	7人 （+1）

# 市内感染者の週ごとの発生状況（令和3年1月3日時点）



# 病床数から見た市内の医療の状況

1月6日現在

蔓延期までの状況

いつもと同じ

安心

注意が必要！

やや不安！

悪い状況！

ステージ0

ステージ1

ステージ2

ステージ3

ステージ4

確保している病床でコントロールすることが十分可能な状態

確保している病床が半分以上埋っている状態

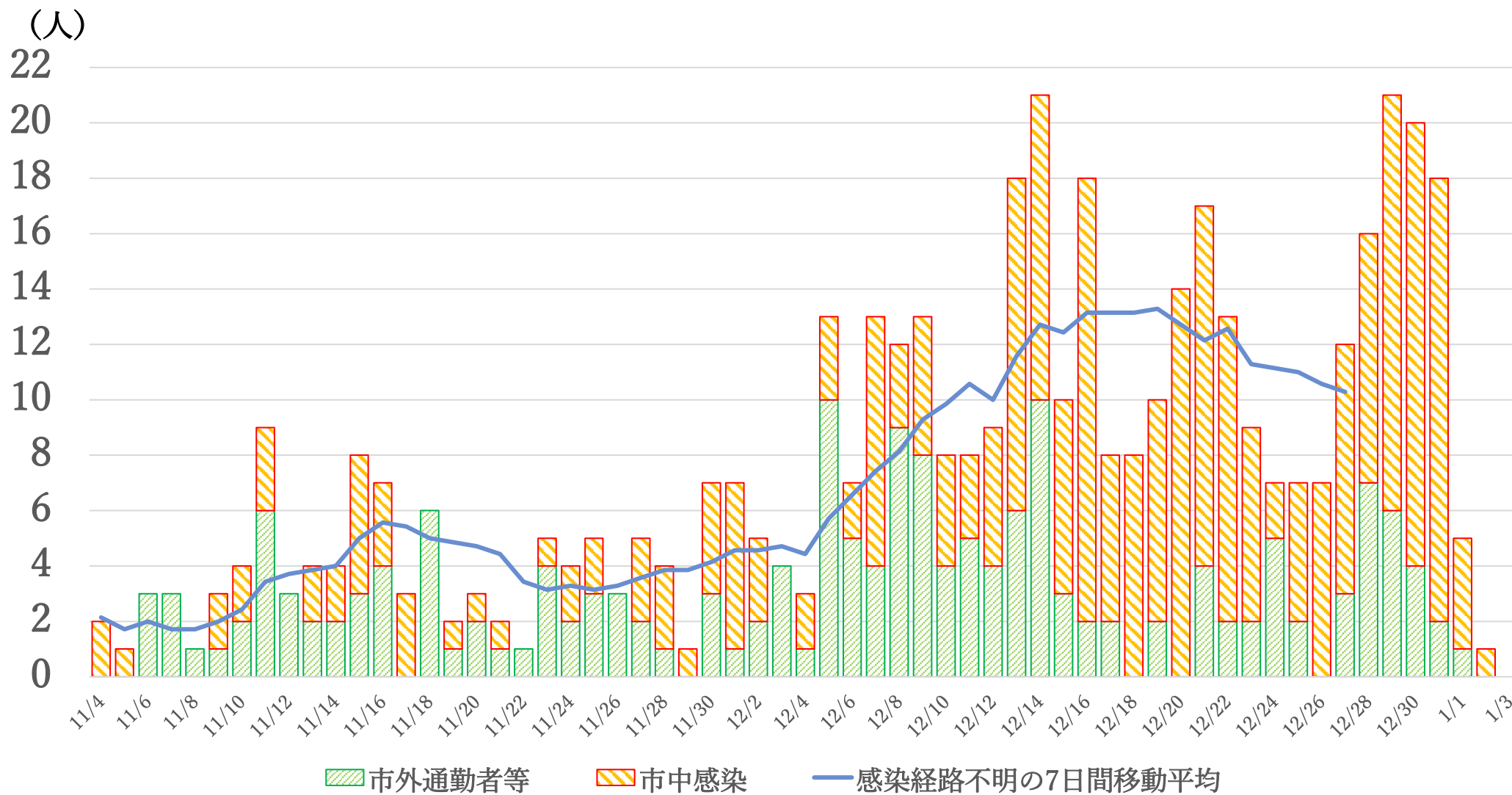
確保している病床が埋まり、蔓延期の病床まで拡大して対応せざるを得ない状態

現在は  
ここ！

収束に向けた流れ

# 感染経路不明の新規感染者数（発症日別）

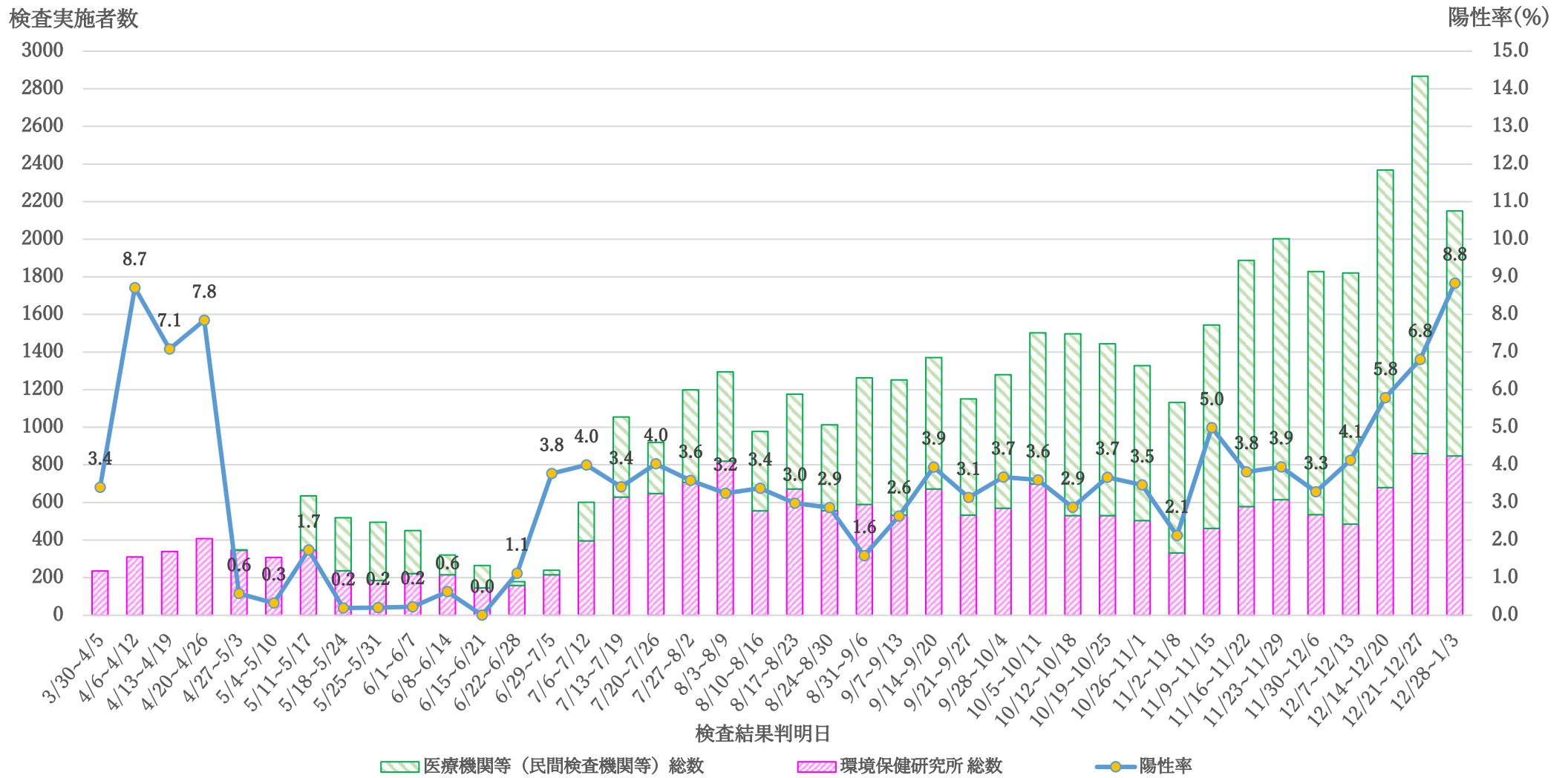
11月4日～1月3日



# 市内の検査場所別の検査実施数及び陽性率



1月3日時点



※医療機関等（民間検査機関等）の検査実績等は、報告までにタイムラグがあるため、上記のデータは速報値です。後日、数値が更新される場合があります。

# 緊急事態宣言中の市民の皆様へのお願い

令和3年1月

## 外出自粛

- ✓ 外出は、生活や健康を維持するための必要なものだけに
- ✓ 夜20時以降の外出は特に自粛を

## 会食は

- ✓ 飲食店での多人数での会食は感染リスクが高いですが、ホームパーティーなど個人宅に集まった会食も控えてください
- ✓ 職場でのランチなどの時も要注意

## 感染予防は

- ✓ 不確かな情報に惑わされず、落ち着いた行動を
- ✓ 適切な感染予防対策（マスク、手洗いなど）と運動で、心身の健康維持を

## 千葉市での感染事例 ～この様な場面と同様なケースにご注意ください～

### 職場のケース (1)

体調が悪かったが、無理して出勤していたら職場の同僚にうつしてしまい、集団感染になってしまった。

### 職場のケース (2)

お昼の休憩時間に数人でお弁当を食べたあと、マスクをつけずに会話していたら、全員感染してしまった。

### 飲食店のケース

職場の仲間4人で飲みに行ったら、3人が陽性になってしまった。後から思えば感染対策の不十分なお店だった。

### ホームパーティーでのケース

同じ幼稚園に通うなかよし家族同士でホームパーティーを行ったら、感染してしまった。



## 第20回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年1月7日（木）

午後5時45分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

(2) 緊急事態措置について

(3) 臨時医療施設について

(4) 医療提供体制について

(5) その他

### 3 閉 会

# 案

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

令和3年1月7日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき期間を2月7日までの間、実施すべき区域を千葉県を含む4都県として指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとすることとします。

これ以上の感染拡大を何としても抑え、医療崩壊を防ぐため、県民・事業者の皆様の一層の御理解・御協力をお願いします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

### 1 基本的対処方針の概要

これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。

緊急事態措置を実施すべき区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。具体的には、飲食店に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力的に推進する。

### 2 県における基本的な考え方

国の基本的対処方針に沿った措置を行う。

感染リスクの高い場面、特に飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。

県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ2月7日までとする。

### 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

#### (1) 県民の皆様へ 【特措法第45条1項】

**不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、20時以降の不要不急の外出の自粛を徹底してください。**

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、別添の「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる5つの場面」を参考に、感染対策を徹底してください。

#### (2) 施設管理者およびイベント主催者の皆様へ 【特措法第24条9項】

催物の開催にあたっては、別添の「イベントの開催制限等について」に沿って人数制限等の上限を守ってください。

- ・ 主な人数基準

屋内：上限人数は5,000人かつ定員の半分以下

屋外：上限人数は5,000人以下

かつ人と人の距離を十分に確保（できれば2メートル）

業種別ガイドラインの徹底や、イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、成人式・スポーツライブなどのイベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

#### (3) 事業者の皆様へ 【特措法第24条9項】

**東葛地域<sup>1</sup>及び千葉市の「酒類を提供する飲食店<sup>2</sup>（カラオケ店を含む）」の皆様へ  
【1月4日措置から酒類提供の時間を変更】**

**期間：令和3年1月8日（金）から令和3年1月11日（月）まで**

**「20時から5時」は営業しないでください。**

**酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。**

1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

2 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者。

ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）、ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合は除きます。

## 県内全域の飲食店<sup>3</sup>の皆様へ

### 【1月4日措置から酒類提供の時間と対象を変更】

期間：令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで

「20時から5時」は営業しないでください。

酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。

3 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

原則として、全期間御協力いただいた中小企業等の方には協力金を支給します。  
申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

## 県内全域の事業者等の皆様へ

職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。

20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。

職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。

職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。

職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等の感染防止対策を実践してください。

街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いします。

下表に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続をお願いします。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	宅配・テイクアウト	
	生活必需品の小売り関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア 等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備 等
社会の安定の維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

#### 4 県民・事業者の皆様へのお願い

##### 飲食店以外の施設の皆様へ

対象：遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別表の施設を除く）劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000 平米超）ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000 平米超）

期間：遅くとも令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで

- ・ 「20時から5時」は営業しないでください。
- ・ 人数の上限は、5,000人としてください。
- ・ 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。

#### 5 その他の事項

「Go To イート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけの期限「令和3年1月31日まで」（現行）を「令和3年2月7日まで」に延長します。

「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止の期限を「令和3年1月31日まで」（現行）を「令和3年2月7日まで」に延長します。

県が支援する団体バスツアーについて、支援停止措置の期限「令和3年1月31日まで」（現行）を「令和3年2月7日まで」に延長します。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 3 0

一般問合せ：新型コロナウイルス対策本部 TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 4 3 1 8

飲食店の営業時間短縮に関すること

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 3 0

一般問合せ：新型コロナウイルス対策本部 TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 4 3 1 8

ただし、協力金の申請手続きに関すること

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 7 0 9

一般問い合わせ（専用コールセンター）

Go to イートに関すること（5 関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 7 9 0

一般問い合わせ（GoTo イート千葉県事務局） TEL 0 5 7 0 - 0 5 2 - 1 2 0

ディスカバー千葉に関すること（5 関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 4 8 4

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL 0 5 7 0 - 0 5 4 - 3 8 9

県が支援するバスツアーに関すること（5 関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 4 8 4

一般問い合わせ（（公社）千葉県観光物産協会） TEL 0 4 3 - 2 2 5 - 9 1 7 0

# 人との接触を **8割減らす**、**10のポイント**

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

**1** ビデオ通話で  
**オンライン帰省**



**2** スーパーは1人  
または**少人数で**  
**すいている時間に**



**3** ジョギングは  
**少人数で**  
公園は**すいた時間、**  
**場所を選ぶ**



**4** 待てる買い物は  
**通販**で



**5** 飲み会は  
**オンライン**で



**6** 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



**7** 筋トレやヨガは  
**自宅で動画を活用**



**8** 飲食は  
**持ち帰り、**  
**宅配も**



**9** 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・  
物流など社会機能維持  
のために



**10** 会話は  
**マスク**をつけて



**3つの密を**  
**避けましょう**

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

**手洗い・**  
**咳エチケット・**  
**換気や、健康管理**  
も、同様に重要です。



# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

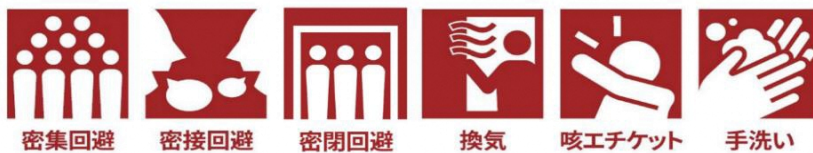
- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
  - 外出時や屋内でも会話をすると、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
  - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



## 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



## 緊急事態宣言の発出に伴う県有施設の利用制限について

令和3年1月7日

総務部

1月7日に発出された緊急事態宣言を踏まえ、既に対応済みの取組を含め、次のとおり、県有施設の利用制限を実施する。

### 記

#### 1 対象期間

緊急事態宣言の発出期間中

#### 2 利用制限を実施する施設について

##### (1) 休館する施設

- ・ 文書館、男女共同参画センター、西部防災センター、生涯大学校、博物館、美術館

##### (2) 利用時間の短縮などの制限を行なう施設

- ・ 幕張メッセ、青少年教育施設、図書館、運動施設など
- ・ その他（研修室、会議室等の屋内施設）

※ 各施設の利用制限の状況は、別添のとおり。

なお、今後の感染状況によって、休館等の利用制限については変更する  
場合がある。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

# 県有施設の利用制限の状況（令和3年1月7日現在）

※なお、下記に記載がない施設についても、感染拡大防止措置を講じることが困難な事業・イベント等については、個別に対応を行うことがあります。（詳細は各施設へお問い合わせください。）

## 1 休館する施設

全体No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所（期間）
1	総務部	政策法務課 043-223-2152	千葉県文書館	全面休館（ただし、以下のサービスは継続） <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ HPでの資料検索</li> <li>▪ 郵送による有償資料の頒布</li> <li>▪ 電話等によるレファレンス</li> </ul>	全体（緊急事態宣言の間）
2	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379	千葉県男女共同参画センター	全面休館（ただし、以下のサービスは継続） <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 図書、映像資料、行政資料に係るレファレンス及び郵送による貸出</li> <li>▪ 相談事業</li> </ul>	1月9日～緊急事態宣言の間
3	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176	千葉県西部防災センター	全面休館	全体（緊急事態宣言の間） ※12/26～1/11は臨時休館としている。
4	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328	千葉県生涯大学校	休校	全学園 (令和2年度)
5	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立房総のむら	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）
6	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館本館	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）
7	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館大利根分館	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）
8	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館大多喜城分館	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所 (期間)
9	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	臨時休館	全体 (1月9日から当面の間)
10	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立関宿城博物館	臨時休館	全体 (1月9日から当面の間)
11	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立美術館	臨時休館	全体 (1月13日から当面の間)
12	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立現代産業科学館	臨時休館	全体 (1月9日から当面の間)

## 2 利用制限を行う施設

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所 (期間)
13	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328	千葉県福祉ふれあいプラザ	1月8日から1月31日まで 19:00閉館	全体
14	環境生活部	自然保護課 043-223-2056	自然公園施設 大房岬自然公園施設	一部休館 (休業)	①キャンプ場 (緊急事態宣言の間)
15	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292	千葉県消費者センター	一部休館 (休業)	①研修室及び研修ホール (緊急事態宣言の間) ②閲覧室 (緊急事態宣言の間) ③来所相談 (緊急事態宣言の間は原則 休止・電話相談は通常どおり実施)
16	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県文化会館	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する (チケット販売済のものを除く。)	全館 (緊急事態宣言の間)

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所（期間）
17	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県東総 文化会館	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する（チケット販売済のものを除く。）。	全館 (緊急事態宣言の間)
18	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県南総 文化ホール	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する（チケット販売済のものを除く。）。	全館 (緊急事態宣言の間)
19	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 青葉の森公園 芸術文化ホール	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する（チケット販売済のものを除く。）。	全館 (緊急事態宣言の間)
20	商工労働部	経済政策課 043-223-2733	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンションセンター国際展示場)	・休館しない（感染拡大防止措置を講じた上で運営継続）。 ・イベント開催制限を遵守する。 ・予約の無い日は施設入口を閉鎖する。 ・集客イベントについては、20時以降の使用を制限する。	全体（緊急事態宣言の間）
21	商工労働部	産業振興課 043-223-2718	東葛テクノプラザ	・休館しない（感染拡大防止措置を講じた上で運営継続）。 ・イベント開催制限を遵守する。 ・会議室等については、20時以降の使用を制限する。	全体（緊急事態宣言の間）
22	商工労働部	企業立地課 043-223-2443	かずさアカデミアホール	・休館しない（感染拡大防止措置を講じた上で運営継続）。 ・イベント開催制限を遵守する。 ・予約の無い日は施設入口を閉鎖する。 ・20時以降の使用を制限する。	全体（緊急事態宣言の間）

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所（期間）
23	農林水産部	担い手支援課 043-223-2904	農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 休校せずに運営</li> <li>▪ 部活動は中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 部活動の活動場所（グラウンド・体育館、視聴覚教室） （緊急事態宣言の間）</li> </ul>
24	農林水産部	畜産課 043-223-2777	千葉県酪農のさと	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
25	農林水産部	森林課 043-223-2947	内浦山県民の森	<p>引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。</p> <p>【20時以降の利用制限】 右記施設について、20時以降の利用を制限する * 宿泊棟の食堂（飲食提供）は通常営業時間が20時まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 文化体育館（緊急事態宣言の間）</li> <li>▪ 会議室（緊急事態宣言の間）</li> </ul>
26	農林水産部	森林課 043-223-2947	清和県民の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
27	農林水産部	森林課 043-223-2947	館山野鳥の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
28	農林水産部	森林課 043-223-2947	船橋県民の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
29	農林水産部	森林課 043-223-2947	東庄県民の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
30	農林水産部	森林課 043-223-2947	大多喜県民の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
31	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	富津公園	21時までの利用を20時までに短縮	<p>③野外劇場</p> <p>* 富津公園屋内プールについては、定期点検のため、2月1日まで閉鎖中。2月1日以降も宣言が継続される場合は、上記と同様の対応とする。</p>

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所（期間）
32	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	館山運動公園	21時までの利用を20時までに短縮	①体育館 ④庭球場 トレーニング室
33	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	柏の葉公園	21時までの利用を20時までに短縮	①体育館 ④総合競技場 ⑤庭球場 ⑧茶室 ⑭トレーニング室
34	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立手賀の丘少年 自然の家	利用者の人数を制限するなどして開所 する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。	全体（当面の間）
35	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立水郷小見川少年 自然の家	利用者の人数を制限するなどして開所 する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。	全体（当面の間）
36	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立君津亀山少年 自然の家	利用者の人数を制限するなどして開所 する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。	全体（当面の間）
37	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立東金青年の家	利用者の人数を制限するなどして開所 する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。	全体（当面の間）
38	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立鴨川青年の家	利用者の人数を制限するなどして開所 する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。	全体（当面の間）
39	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	さわやかちば県民プラ ザ	閉所時間を21時から17時とする。 ただし、予約済みの利用は可能。 1月8日～新規予約受入れ中止	全体（当面の間）
40	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立中央図書館	①館内滞在人数を制限(継続) ②開館時間を2時間短縮（平日9時～19 時⇒9時～17時）	全体（当面の間）
41	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立西部図書館	①館内滞在人数を制限(継続) ②開館時間を2時間短縮（平日9時～19 時⇒9時～17時）	全体（当面の間）
42	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立東部図書館	①館内滞在人数を制限(継続) ②開館時間を2時間短縮（平日9時～19 時⇒9時～17時）	全体（当面の間）
43	教育庁	学習指導課 043-223-4052	総合教育センター	一部休業（集合研修なし）	会議室（当面の間）
44	教育庁	体育課 043-223-4106	千葉県総合スポーツセ ンター	営業時間の短縮 9時～21時⇒9時～19時 新規予約の停止	屋内施設※スポーツ科学センター、武 道館、宿泊研修所 （当面の間）



## 臨時医療施設の整備について

県は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、病床確保計画に基づくフェーズ4の確保病床がひっ迫してきていることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時医療施設の開設に向けた準備を進めることとします。

### 1. 施設の概要

- ・ 開設者 : 千葉県知事
- ・ 場 所 : 県がんセンター旧病棟
- ・ 病床数 : 66床（段階的に運用）
- ・ 受入れ患者 : 軽症の高齢者等で、医師が総合的に判断して入院の必要があると認めた患者（基礎疾患がある患者を含む。）

### 2. 施設整備等の考え方

- ・ 旧病棟の病室及び病棟内の廊下をレッド（汚染区域）、スタッフステーションをグリーン（清潔区域）、その中間部分をイエロー（準汚染区域）に区分し、簡易な間仕切りやサイン表示によりゾーニングを行う。
- ・ 旧病棟を使用するため、基本的に医療スタッフ以外、新病棟との交差はない形で整備、運営（患者動線含む）していく。
- ・ 配管（酸素、吸引）や電気、水道等は既存設備を活用する。

### 3. 臨時医療施設の運営の考え方

- ・ 臨時医療施設の運営は、県病院局に委託する。
- ・ 医療人材については、まず、県病院局から派遣し、不足する人員は、県から県内医療機関に派遣を要請していくことを想定している。

### 4. 開設の時期

施設整備等の終了後、速やかに開設する予定。  
なお、施設整備等には約1か月を要する見込み。

# 入院・ホテル療養・自宅療養の基準の見直しについて

令和3年1月7日  
千葉県新型コロナウイルス  
感染症対策本部

## 1 基準の変更の内容

令和2年12月18日から運用していた基準について、以下のとおり変更する。

従前	見直し後
ホテル療養に関して次の対象者等を加える。 ・ 65歳から <u>69歳</u> の無症状者	ホテル療養に関して次の対象者等を加える。 ・ 65歳から <u>74歳</u> の無症状者
自宅療養に関して次の対象者等を認める。 ・ <u>50歳未満</u> で家庭内感染を防止できて 本人が自宅療養を望む者	自宅療養に関して次の対象者等を認める。 ・ <u>60歳未満</u> で家庭内感染を防止できて 本人が自宅療養を望む者

## 2 基準の変更の期日

令和3年1月8日から運用変更

# 病床確保計画におけるフェーズについて

令和3年1月7日  
千葉県新型コロナウイルス  
感染症対策本部

## 1 感染症の発生状況について

### ○ フェーズの移行に関する参考指標

	1月6日時点	12月30日時点
日々の新規感染者数 (直近7日間平均)	231.9人 (前週比 1.19)	194.4人 (前週比 1.43)
病床稼働率 (入院者数/即応病床数)	58.5% (595人/1,017床)	57.9% (495人/855床)
重症患者の受入れ率 (重症者数/重症者病床数)	37.7% (23人/61床)	29.5% (18人/61床)
ホテル稼働率 (ホテル療養者数/確保部屋数)	24.8% (202人/815室)	30.2% (248人/815室)

## 2 現状の分析

- 新規感染者数については増加傾向が続いており、直近7日間平均で220名を超え、病床稼働率についても、目安としていた50%を超えるなど、非常に深刻な局面が続いている。

## 3 方針

- 香取海匝、山武長生夷隅及び君津圏域について、1月21日からフェーズ4へ移行することとする。
- 今回の移行により、安房圏域を除く全圏域がフェーズ4になり、確保病床数は1,017床となる。

### 【参考】

	現状	1月21日以降
総病床数	975	1,017
うち重症者病床数	66	67

- ※ 医療機関からの申し出があり、調整した結果、1月7日現在での確保病床数は、975床となる。